報告第１８号

専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和２年１１月２７日提出

亀山市長　　櫻　井　義　之

別　紙

専決処分書

専決第４号

専決処分書

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次の事件を専決処分する。

令和２年１１月１３日専決

亀山市長　　櫻　井　義　之

亀山市総合環境センターにおける物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

１　事故原因及び状況

令和２年１０月１日午前１０時３０分頃、亀山市総合環境センター内において、相手方車両により持ち込まれた廃棄物を確認するためハッチバックドアを開閉したところ、ハッチバックドアのアウターハンドルを破損させた。

２　相手方住所及び氏名

[redacted]

３　損害賠償の額

２７，７２０円